

別表 4

修理・修景・許可基準

項 目		許 可 基 準		修景基準 地区全体	修理基準 地区全体	
		県道佐生五個荘線以西	県道佐生五個荘線以东			
建 築 物	位置 規模	配置		原則として敷地の現状を維持し、伝統的な屋敷構えを踏襲する。	伝統的建造物について外部から望見される外観を維持するため、原則として現状の修理、または復原修理を行う。	
		高さ	原則として2階建以下とする。	2階建以下とし、軒高は6メートル以下とする。		
	構 造			主体構造は原則として木造とする。 ただし、用途等によりやむをえず他の構造とする場合は外部意匠を考慮し、伝統的な町並みと調和をはかる。		伝統的様式とする。
	外 部 意 匠	屋根庇	切妻または入母屋とし屋根勾配は4.5～5.5寸とする。 1・2階の分節には建築物と調和した庇を設ける。 葺き材料、色彩は歴史的景観と調和したものとする。	切妻または入母屋とし屋根勾配は4.5～5.5寸とする。 1・2階の分節には建築物と調和した庇を設ける。 葺き材料は日本瓦（いぶし瓦）あるいは同等の質感をもつ材料を使用する。		同上
		軒・軒裏	歴史的景観に調和したものとする。	軒裏は化粧垂木または塗り込めとする。		同上
		外 壁	歴史的景観に調和したものとする。	白色プラスタールあるいは白漆喰塗、または同等の仕上げとする。木製の腰板を設ける。		同上
		開口部	位置および形態は建築物全体の外観と調和したものとする。	位置および形態は建築物全体の外観と調和したものとする。建具は素木または茶褐色系統の木製、または木質感のあるものとする。		伝統的様式とする。建具は原則として木製とする。やむをえず金属製とする場合は、木質感を持つものとする。
	駐車場 及び 車 庫		駐車場を設ける場合は、伝統的意匠の塀・生け垣等で外から見えないようにし、歴史的景観を損なわないようにする。車庫は伝統的建造物の意匠を応用し、歴史的景観を損なわないようにする。			
	建築設備等		外部から望見できる位置には露出しないように配慮する。露出した既存の建築設備は、周囲の景観と調和するよう色彩・囲い等を設ける。			
	作業用小屋		歴史的景観と調和する材料、色彩とする。			
工 作 物	門・塀	コンクリートブロック、金属ネットは避け、歴史的景観を損なわないようにする。		伝統的様式とする。		
	その他、 農作業用施設等	歴史的景観と調和する材料、色彩とする。				
樹 木 等	生 垣 庭 園 樹 木	新設・植樹等にあたっては歴史的景観に調和するものとする。		環境物件は改造・修理の経緯を検討のうえ旧状に回復する。		